

第1 公務災害補償制度の概要について

1 災害補償制度の意義

(1) 災害補償制度とは（法第1条）

地方公務員等が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(2) 地方公務員災害補償制度の特色

ア 使用者の無過失責任主義をとる。公務上の災害については、使用者である地方公共団体等に過失がなくても補償の義務を課している。

イ 補償は身体的損害に限られる。物的損害、精神的損害は補償の対象とならない。

ウ 補償は、被災職員又はその遺族の請求に基づいて行われる。（請求主義）

(3) 地方公務員災害補償基金

各地方公共団体ごとに細分化されていた補償の実施体制について統一的で迅速かつ公正な補償の実施を確保する目的から、補償の統一的、専門的实施機関として昭和42年に設置され、地方公共団体に代わって災害補償を行う。

基金の本部は東京都に、支部は都道府県及び政令指定都市に置かれている。公務災害・通勤災害の認定、各種補償の決定や実施といった具体的な事務処理はそれぞれの支部で行っている。その活動と補償の実施に必要な財源については、各地方公共団体等からの負担金によって賄われている。

2 対象職員の範囲（法第2条第1項）

(1) 常勤職員

ア 常勤の地方公務員（一般職、特別職を問わない。）

イ 一般地方独立行政法人の役職員

(2) その他

常勤ではない地方公務員のうち、その勤務形態が常勤の地方公務員に準ずる者で政令で定めるもの

ア 常勤的非常勤職員（次の3つの要件を全て満たす者）

(ア) 雇用関係が継続していること

(イ) 常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて12月を超えるに至っていること

(ウ) その超えるに至った日以後も引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされていること

イ 再任用短時間勤務職員

地方公務員法第28条の5第1項に基づく職員 等

※上記以外の非常勤職員は、各団体の非常勤職員の公務災害に関する条例や労働者災害補償保険法に基づく補償で対応することとなる。

法の対象職員の範囲

法の対象職員の範囲は下記のとおりですが、対象となるか不明な点があれば、地方公務員災害補償基金福岡県支部にご連絡ください。

| 区分 | 身分 | 地方公務員 | | | | 非公務員 | |
|-----------------|--|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------|--------------|--------------------------|----|
| | 所属 | 地方公共団体 | | 特定地方独立行政法人 | | 一般地方独立行政法人 | |
| | 職種 | 一般職 | 特別職 | 職員 (一般職) | 役員等 (特別職) | 職員 | 役員 |
| 常勤職員 | 全職員 | 法 | | | | | |
| 非常勤職員 | 再任用短時間勤務職員 | 法 | / | 法 | / | / | / |
| | 臨時的任用職員 | 法 (令和2年4月以降任用の日から対象) | | | | | |
| | 常勤的非常勤職員 | 法 | | | | | |
| | 議会の議員、行政委員会の委員、地方公共団体の附属機関の委員、統計調査員、民生委員、母子相談員等の法令の適用を受けない者 (労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業に雇用される者) (会計年度任用職員を含む)※ | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 | | 労働者災害補償保険法 | | | |
| | 水道、交通、清掃、病院、学校など労働基準法別表第1に掲げる事業に雇用される者 (会計年度任用職員を含む)※ | 労働者災害補償保険法 | | 使用者たる役員については地方独立行政法人が定める | | 使用者たる役員については地方独立行政法人が定める | |
| | 消防団員、水防団員 | / | 消防組織法、水防法及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律 | / | / | / | / |
| 学校医、学校歯科医、学校薬剤師 | / | 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律 | / | / | 労働者災害補償保険法 | | |

【実施機関】

法・・・地方公務員災害補償基金
 労働者災害補償保険法・・・国(厚生労働省所管)
 地方独立行政法人の使用者たる役員・・・当該地方独立行政法人
 その他・・・地方公共団体

○ 常勤的非常勤職員とは

常時勤務に服することを要しない職員のうち、常時勤務に服することを要する者について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以降引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされている職員を「常勤的非常勤職員」といい、災害補償については、常勤職員と同様に基金において実施する。

※のうち常勤的非常勤職員の要件(上記)に該当する場合には、法が適用される。

例えば、平成27年4月1日から非常勤職員として引き続き1年以上任用された者の補償は、次のようになる。

| H27.4.1 採用 (非常勤職員) | H28.4.1 採用 (常勤的非常勤職員) |
|--------------------------------------|--|
| 条例又は労働者災害補償保険法等で補償 | 法で補償 |
| ・常勤職員の勤務時間以上勤務した日が18日以上 ・雇用が1年間継続 | ・引き続き同一の身分、勤務時間で雇用 ・ある月に勤務した日が、結果として18日を下回っても差し支えない |

3 公務災害の認定

(1) 公務災害認定の基本的考え方

職員が災害を受け、その災害が公務災害として認められるための要件として、「公務遂行性」と「公務起因性」がある。

ア 公務遂行性…職員が公務に従事していること(任命権者の支配下にあること)

【具体例】

(ア) 任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下(任命権者が管理している施設の中
にいる間中であることをいう。以下同じ。)にあって公務に従事している場合。公務
遂行に通常伴うと認められる合理的な行為を行っている場合等を含む。

(イ) 通常又は臨時に割り当てられた職務は行っていないが、任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下にある場合。

例: 休憩時間中に施設内で自由行動をしている場合で、管理施設等の欠陥又は施設管理上の不注意による災害

(ウ) 任命権者の支配下にはあるが、施設管理下を離れて公務に従事している場合。

例: 出張用務等で勤務場所を離れて公務に従事している場合

イ 公務起因性…災害の発生と公務との間に相当因果関係(災害の発生原因のうち、公務が他の原因に比較して「相対的に有力な原因」である関係)が存在すること

(2) 負傷の場合と疾病の場合の公務遂行性と公務起因性

ア 負傷の場合…ほとんどの場合、発症原因が外面的に明らかであるので、公務遂行性の判断が主となる。

まず公務遂行性が認められるかを検証し、公務起因性に反証事由(故意、恣意的行為、本人の素因や基礎疾患の単なる機会原因としての発症、公務逸脱行為・私的行為等)が無いかが判断の要素となる。

イ 疾病の場合…公務起因性の有無が重要な判断要素となる。

疾病は、種々の原因又は条件が複雑に絡み合って発症するとされており、素因又は基礎疾患が疾病の発症に大きく関わっている場合が多い。

このため、公務上と認められるためには、疾病の発症と公務との間に相当因果関係が成立しなければならず、公務が発症原因の形成に、また、その発症原因が疾病の発症にそれぞれ相対的に有力な原因であると医学的に認められることが必要である。

(3) 公務災害認定基準(概要)

| 区 分 | | 認 定 の 基 準 | | |
|--------|-----------|---|--|--|
| | | 公 務 上 | 公 務 外 | |
| 負 傷 | 職 務 遂 行 中 | 職務遂行中 | 通常又は臨時に割り当てられた職務遂行中(地方公務員法による研修、健康診断を含む。) | 左の場合においても ●故意によるもの ●恣意的行為によるもの ●本人の素因によるもの ●天災地変によるもの ●偶発的事故によるもの(私的怨恨を含む。) であると明らかに認められるものは、公務上の災害とは認められない。 |
| | | 職務遂行に伴う合理的行為中 | 生理的必要行為(用便、水飲み等)、公務達成のための善意行為等の職務付随行為中 | |
| | | 職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中 | 勤務時間の始めや終わりの点検、整備、格納、整理、清掃、手洗い、更衣などの行為中 | |
| | | 救助行為中 | 勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為中 | |
| | | 防護行為中 | 非常災害時において、勤務場所又はその附属施設を防護する行為中 | |
| | | 出張又は赴任の期間中 | 出張用務そのものを遂行中又は合理的な経路・方法による旅行途中 | |
| | | 特別な事情下における出退勤途上 | 深夜や早朝あるいは休日の出退勤の途上等、特別な事情の下にある場合 | |
| | | レクリエーション参加中 | 地方公務員法第42条の規定に基づき、任命権者が計画し、実施したレクリエーション等、任命権者の支配管理下に行われたレクリエーションに参加中 | |
| 負 傷 | 設備の欠陥等 | 勤務場所・附属施設・入居が義務づけられている宿舍等の設備の不完全、管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由による負傷は、公務上 | | |
| | 職務遂行に伴う怨恨 | 職務遂行に伴う怨恨により、第三者から加害を受けて発生した負傷は、公務上 | | |
| | その他 | その他、公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな負傷は、公務上 | | |
| 疾 病 | 負傷による疾病 | 公務上の負傷に起因する疾病は、公務上 | | |
| | 職業病 | 認定基準に定める職業病は、特に反証(公務以外の事由によって発病したという証明)のない限り公務上 | | |
| | その他 | 公務に起因することが明らかな疾病、公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病は、公務上 | | |
| 障害又は死亡 | | 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな場合は、公務上 | | |

※ なお、実際に災害が発生した場合には、他に考慮すべき事実が存在することがあるので、必ずしも上の表のとおり判断されるとは限らない。

4 通勤災害の認定

(1) 通勤災害認定の基本的考え方

通勤災害とは、通勤(職員が勤務のため行う、1)住居と勤務場所との間の往復、2)勤務場所等から他の勤務場所への移動、3)1)の往復に先行又は後続する住居間の移動を合理的な経路及び合理的な方法により行うこと(公務の性質を有するものを除く。))に起因する災害をいう。

したがって、職員がその移動の経路を逸脱し、又はその移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の移動中の災害は、通勤災害とはされない。

ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、当該逸脱又は中断の間に生じた災害を除き、通勤災害とされる。

(2) 通勤の範囲について(概要)

○…通勤とする事例 ×…通勤としない事例

| | |
|---|---|
| <p>勤務のため (勤務に就くため又は勤務を終了したことにより行われる移動)</p> | <p>○ 通勤の途中で定期券等勤務又は通勤に関係あるものを忘れたことに気づき、取りに戻る場合</p> <p>○ 公務災害の対象となるレクリエーションに参加する場合</p> <p>× 出勤途中で自己都合により引き返す場合</p> <p>× 任意参加の親睦会等に参加する場合</p> <p>× 勤務終了後相当時間にわたり囲碁、将棋等私用を弁じた後帰宅する場合</p> |
| <p>住居 (居住して日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋)</p> | <p>○ 家族とともに生活している家</p> <p>○ 交通事情等のために一時宿泊する旅館、ホテル等</p> <p>○ 台風等で避難した場所から出勤する場合の当該避難場所</p> |
| <p>勤務場所 (職務を遂行する場所として、明示又は黙示の指定を受けた場所)</p> | <p>○ 通常の勤務提供の場所</p> <p>○ 外勤職員の外勤先</p> <p>○ 公務災害の対象となるレクリエーションの場所</p> <p>× 同僚との懇親会、同僚の送別会の会場</p> |
| <p>合理的な経路 (社会通念上、一般に用いると認められる経路)</p> | <p>○ 定期券による経路</p> <p>○ 通勤届による経路</p> <p>○ 道路工事等、当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路</p> <p>○ 共稼ぎの職員が子供を託児所に連れて行く経路</p> <p>× 交通事情によらず、著しく遠回りとなる経路</p> |
| <p>合理的な方法 (社会通念上、一般に用いると認められる方法)</p> | <p>○ 通常通勤に利用する電車、バス等公共交通機関の利用</p> <p>○ 通常通勤に利用する自家用車、自転車等の使用</p> <p>○ 通常の通勤どおりの徒歩による場合</p> <p>× 無免許運転、飲酒運転の場合</p> |

(3) 逸脱又は中断

- ア 逸脱…通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれること
- イ 中断…合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為を行うこと

| |
|---|
| 【逸脱又は中断に該当するが、経路に復した後は通勤と認められる事例】 |
| [次のような日用品を購入する行為] ○飲食料品 ○家庭用薬品 ○衣料品 ○家庭用燃料品 ○文房具、書籍等 ○電球、台所用品等 |
| [日用品の購入に準ずる行為] ○独身職員が通勤途中で食事をする ○クリーニング店に立ち寄る ○理髪店、美容院に行く ○税金、光熱費等を支払いに行く ○市役所等に住民登録、戸籍抄本等を取りに行く |
| [病院又は診療所において診察又は治療を受ける行為] |
| [選挙権の行使に該当する行為] |
| 【逸脱又は中断に該当し、経路に復したとしても通勤とは認められない事例】 |
| [次のものを購入する行為] ○装飾品、宝石等の奢侈品 ○テレビ、冷蔵庫、ピアノ、自動車、机、たんす等の 耐久消費財 ○スキー、ゴルフ等のスポーツ用品 |
| [通勤途中で娯楽等のため麻雀、ゴルフ練習、ボーリング、料亭等で飲食する] |
| [観劇等のため回り道する] |
| [同僚の送別会に行く] |
| [冠婚葬祭に行く] |
| 【ささいな行為として逸脱又は中断とはしない事例】 |
| [経路上の店で、雑誌等を購入する] |
| [駅構内でソバ等を立食する] |

(4) 通勤、退勤の始点

- ア 住居と通勤経路との境界については、一般的には不特定多数の者が自由に通行できるかどうかによって判断され、通常は、門又は扉が境界とみなされている（門扉主義）。完全な私的支配を行い得る領域と完全な私的支配を行い得ない領域との「境界」を始点とするという考え方である。
 - (ア) 一戸建ての家屋で門がある場合は、その門が境界となり、門より内が住居となる。
 - (イ) 集合住宅の場合は、各戸の玄関の扉が境界となり、共用の廊下、階段は通勤経路となる。
 - (ウ) 自家用車通勤をしている者で、一戸建ての家屋の敷地内に車庫がある場合は、敷地内の車庫は住居に含まれる。
- イ 退勤の始点は、勤務場所を出た地点、すなわち、一般の者が自由に通行することができる場所に移った地点であるとされている。